

基礎年金番号等の提供に関する同意書

公立学校共済組合神奈川支部においては、基礎年金番号等の提供について、下記のとおり取扱います。下記の内容について同意いただいた上で、記名・押印をお願い申し上げます。

記

1. 提供目的

個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下、「法」という。）第2条第3項に定める個人型年金をいう。以下同じ。）に関する事務運営にあたって、組合員が所属する官公署（以下「官公署」）が法及び法第56条に定める個人型年金規約に基づく以下に掲げる事務を遂行するために必要な範囲で行う照会に回答する方法により、組合員の基礎年金番号等を当該官公署に提供することがあります。

- ・ 法第62条第1項の規定による申出にあたって添付を要する確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。）第39条第2項に掲げる書類の作成
- ・ 同規則第45条第1項及び同条第2項の規定による届出書の作成
- ・ 法第71条に規定する個人型確定拠出年金加入者の掛金の源泉控除の実施

2. 当該情報の取扱いに関する問い合わせ先

公立学校共済組合神奈川支部共済経理グループ

電話番号 045-210-1111 内線 8165

F A X 045-664-3816

上記の取扱いについて同意します。

令和 年 月 日 所属所名 \_\_\_\_\_ 所属所コード \_\_\_\_\_  
組合員証番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

※ 組合員証番号は、公立学校共済組合組合員証（保険証）の表面の上部に記載されている記号番号のうち、6桁の数字が番号です。（県職員及び県費負担職員の場合は、職員番号と同じです）